

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成28年法律第80号)の概要

- 人事院は平成28年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休暇の分割・介護時間の新設について、国会及び内閣に対し勧告・意見を申出
- 政府は、人事院勧告・意見どおりの実施を閣議決定

概要

1 給与改定

- ① 月例給【平成28年4月から改定】
俸給表を400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)
(初任給については1,500円、若年層についても同程度の引上げ)
※ 指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については改定なし
- ② 特別給(ボーナス)【平成28年12月期から改定】
一般の職員 年間4.20月分 → 4.30月分(0.1月分引上げ)
指定職職員 年間3.15月分 → 3.25月分(0.1月分引上げ)
- ③ 扶養手当の見直し【平成29年4月から段階的に改定】
配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額(13,000円→6,500円)し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分(6,500円→10,000円)
配偶者に係る手当については、本府省課長級は不支給とし、本府省室長級は3,500円とする
- ④ 専門スタッフ職俸給表4級の新設【平成29年4月から改定】

2 育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休暇の分割・介護時間の新設

民間労働法制の改正内容に即して、以下の措置【平成29年1月1日から実施】

- ① 介護休暇の分割
介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とする
 - ② 介護時間の新設
連続する3年の期間内、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる制度
 - ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大
特別養子縁組の監護期間中の子等を追加
- ※ 行政執行法人職員(一般職の国家公務員)についても、上記に準じた措置

3 施行期日

- 1は公布の日(平成28年11月24日。一部の規定は平成29年4月1日)
- 2は平成29年1月1日